

VI 「弁護士費用保険（権利保護保険）」この10年間の歩み

1 はじめに

2000年7月27日に日弁連リーガル・アクセス・センター(以下「LAC」という。)が発足し、同年10月1日から交通事故事案に関する弁護士の費用が保険金から支払われる保険が販売されることとなり、同時に、依頼できる弁護士に心当たりのない保険契約者に対して弁護士会が弁護士を紹介するシステムが始まった。LACは、この保険及びシステムの円滑な維持・運用と保険会社等(共済組合及び少額短期保険会社を含む。以下「保険会社等」という。)との協議を行うことを主たる目的とした委員会として活動している。

本稿では、2009年から2018年までの10年間の制度全般及び委員会の報告を記載する。

なお、同委員会は、一般社団法人信託協会と日弁連との合意書を基礎とする「遺言・相続関係弁護士紹介制度」の運用も管轄している。

2 その活動の広がり

(1) 協定保険会社等の広がり

日弁連と協定を締結している保険会社等は、新規協定会社の加入や保険会社の合併等もあるため流動的であるが、数の推移を記載すれば、次のとおり増加傾向にある。

2009年(7社)、2010年(8社)、2011年(11社)、2012年(11社)、2013年(12社)、2014年(13社)、2015年(13社)、2016年(16社)、2017年(16社)、2018年(18社)

(2) LAC取扱件数の増大

LAC取扱件数の増加傾向は著しい。いずれも、4月から翌年3月までの1年間の年度として集計したものである。

2009年度(5,148件)、2010年度(8,194件)、2011年度(13,528件)、2012年度(18,115件)、2013年度(23,104件)、2014年度(27,588件)、2015年度(31,362件)、2016年度(34,754件)、2017年度(37,030件)、2018年度(39,087件)

(3) 弁護士会の弁護士紹介システムを利用した保険商品の広がり

LAC発足時に商品化されていた交通事故事案を主体とする保険商品以外に、個人の民事事件に関する費用を保険金として支出する保険商品も広がっている。

現在、民事・家事一般事件を対象とする保険、業務妨害行為に起因する事件を対象とする保険が販売され、2018年度には、交通事故における刑事事件に関する費用の一部を保険金でまかなうことができる保険も登場し、2019年度には、中小企業の紛争事案を対象とする保険も販売される等、その範囲は飛躍的に広がりを見せている。

LACとしては、従前から離婚事件、労働事件、借地借家事件など一般民事に関する分野を取り込んだ保険商品の発売を期待していたが、それらに対応する保険が数社から発売され、今後は多くの保険会社等に広がることを期待しているところである。

(4) 弁護士への依頼範囲の広がり

いずれの保険にも共通しているのは、弁護士への法律相談、事案の依頼などに関する費用が保険金から支払われるという点である。なお、一部の保険商品では、弁護士に依頼する前に、電話で15分程度の概括的な相談ができるサービスを行っており、このサービスは複数の保険商品に広がりを見せている。

(5) 保険会社による新商品説明会

一般民事を対象とした保険商品が販売された2015年には、その説明のために、全国30の弁護士会とTV会議による研修会を開催し、また、後日研修ができるようDVDの作成を行った(同年11月)。

(6) 協定保険会社等の範囲の拡大

2010年12月には、損害保険会社だけではなく共済組合等との協定を締結することができるよう、LACの設置要綱を改正した。2019年3月現在3社の共済組合が協定会社となっている。

3 委員会の検討課題の広がりなど

(1) 委員の定数の増員

2010年2月には、LACにおける議論内容を各弁護士会へ伝え、各地における適切な制度運用に資することを目的として、LACの態勢強化を図り、

各弁護士会から1名以上の委員を推薦するよう設置要綱の改正を行った。2015年12月には、取扱件数の増加によりLACの活動の質と量が増大したため、更なる人員の強化を図り、LACの定員は120名となった。

(2) PTの編成と増加

研修等への対応PT、報酬問題等検討PT、権利保護保険の対象拡大に関するPT、信頼向上PTの計4つのプロジェクトチームを設置し、保険の運用等の問題や今後の将来目標等を議論している。

(3) 信頼向上のための組織を新規設置

取扱件数の増加とともに、保険における担当弁護士の不適切情報が多く寄せられるようになったことから、それらの事例を収集し、再発防止策を検討するPTとして「信頼確保PT(後日信頼向上PTと改称)」を新たに設置した(2015年6月)。

弁護士会を通じて弁護士を紹介した事案において、受任弁護士の不適切な行動があつては、この保険全体の信頼性を確保できず、弁護士費用保険の発展に影響を及ぼすおそれがある。そのため、重要な課題としてLACとして対応することとし、収集した事例から再発防止策を検討し、担当弁護士の受任において注意すべき事項として「受任にあつての留意事項」を作成した(2016年7月)。

(4) 紹介する弁護士の名簿要件を定めたモデル規則を作成

弁護士会が紹介する弁護士は、信頼における弁護士であることを具体的に示す必要があると考え、紹介弁護士名簿登録のための最低限の要件を定めたモデル規則を策定した。2016年8月の理事会で承認され、すべての弁護士会での規則の制定・施行を依頼した。規則を定め、それを運用いただくことにより、不適切事例の減少を期待したものである。2017年6月までには、すべての弁護士会で規則の制定・施行がなされている。

(5) 各弁護士会による協定保険会社等サービスセンターとの意見交換会の開催要請

弁護士紹介の円滑化やその手続等の疑問点解消を目的とし、また、保険会社等における弁護士の信頼性を維持するために、各地の弁護士会と保険会社等の地元サービスセンターとの意見交換の開催を

2016年度から要請し、2019年3月現在51会が実施している。

(6) 「弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準」等の策定

円滑な保険金の支払いを可能とするためには一定の基準があることが重要であることから、LACによる「弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準」を策定し、特に紹介案件の担当弁護士にはその尊重が期待されている。また、時間制報酬(タイムチャージ)方式については、その請求に当たっての具体的な指針として「時間制報酬に関する留意事項」を2014年4月に策定し、2017年に時間数の取扱いについて整理した。運営上の疑問点等に応えるべく保険金支払基準等の見直しを行うほか、弁護士費用の保険金支払に関するよくある質問をまとめた「弁護士費用保険制度における保険金支払に関するQ&A」を策定し、担当弁護士及び協定保険会社等用の冊子「LACマニュアル」に掲載し、適宜改訂を行っている。

4 案件対応のための各種整備

(1) 各保険に対応したeラーニング用コンテンツを作成し、オンライン上で担当弁護士が研修を受講することを可能とした(2013年4月、2014年7月、2019年1月改訂)。

(2) 「弁護士保険制度紹介業務システム」の開発と導入(2012年10月)を行い、協定保険会社等、弁護士会及び日弁連が利用し、オンライン上での弁護士紹介依頼等を可能とした。その後、2017年にシステムの案件管理の精度向上と利便性の充実のために一部改修を行っている。

5 海外調査

そもそも日本における弁護士費用保険は、海外の保険を研究した結果、日本の市民と法曹社会に適合すると予想されたことから、普及を目的に開発されたものである。そのため、海外での運用や現地での長所・短所を学ぶことは、今後の日本の弁護士費用保険の発展に欠かすことができない。それらを学んだ上で今後の方針を検討していくべきであると考え、下記のとおり海外調査を実施している。

- ・2010年3月～4月 ドイツ・イギリスでの調査
- ・2011年6月 アメリカでの調査
- ・2013年3月 フランス、ベルギー、ドイツ、イギリスでの調査
- ・2015年4月 カナダ、アメリカでの調査
- ・2016年11月 スイス、ドイツでの調査
- ・2018年9月 スウェーデン、ドイツでの調査

6 シンポジウム等

(1) 「権利保護保険制度発足10周年記念シンポジウム～法化社会に向けた保険への新たな期待」開催(2010年11月)

イギリスのクリストファー・ホッジズ教授の講演、パネルディスカッション「対象範囲の拡大と保険法上の課題等」を行った。

(2) 第17回弁護士業務改革シンポジウムへの参加(2011年11月)

「弁護士保険の範囲の拡大に向けて～市民のための紛争解決費用を保険で～」と題して、イギリス、ドイツ、アメリカの依頼者支援システムを紹介し、日本での保険の範囲拡大を議論提言した。

(3) 大阪弁護士会主催シンポジウム「ありがとう 弁護士費用保険です」の共催(2012年1月)

(4) 第18回弁護士業務改革シンポジウムへの参加(2013年11月)

「弁護士保険制度の更なる充実と安定した制度運用のために～どんな事故もカバーする保険の推進と紛争解決のための環境整備と紛争防止のノウハウ～」と題して、フランス、ベルギー、イギリス、ドイツでの同種保険の調査結果を発表した。欧州ではさまざまな保険商品が販売されていることや弁護士紹介件数の増大による疑問や弁護士費用保険ADR設置の検討状況等を報告し、提言を行った。

(5) 第19回弁護士業務改革シンポジウムへの参加(2015年10月)

「弁護士保険制度の発展とその可能性～幅広い分野に適用する弁護士保険における弁護士及び弁護士会の関わり方について～」と題して、カナダの同種保険の現状調査、アメリカのリーガル・プランに関する調査を紹介しながら、中小企業向け保険のモデル約款の提案、担当弁護士の信頼性確保のための弁

護士会の役割、弁護士会によるADR設置を議論提言した。

(6) 第20回弁護士業務改革シンポジウムへの参加(2017年9月)

「市民・中小企業が求める弁護士保険の確立に向けて」と題して、スイス・ドイツにおける海外調査を踏まえて報告を行った。中小企業向けの保険については、中小企業が求める保険とはどのような保険であるのかについて検討を行った。個人向けの保険については、保険の対象範囲が拡大していることから、日常生活を送るうえで遭遇するトラブル等について弁護士費用が支払われる保険についてまとめ、報告を行った。

7 弁護士費用保険に関する紛争解決機関 （「弁護士費用保険ADR」と略称）

本制度を通じて、ほとんどの案件において円滑な弁護士報酬の支払いが行われていたが、中には、弁護士費用の金額等について保険会社等と受任弁護士の見解が分かれる場合もあり、そのような紛争が生じた際に、素早く、的確に判断ができる機関の必要性がかねてより指摘されていた。先行する弁護士会のADRや外部ADRの制度を調査し、日弁連として初めてのADR組織を2018年1月に設立した。弁護士費用保険に関する紛争を迅速且つ公平に解決することを目的とし、和解あっせん手続・裁定手続・見解表明手続を行っている。

なお、同ADRの裁定委員会及び見解表明担当委員会は、協定保険会社等が推薦する保険精通者、保険に関する学識を有し協定保険会社等及び日弁連が同意する学識経験者、そして、LACが推薦する弁護士で構成されている。

2019年3月末時点で14件の申立てがなされており、和解成立が8件、取下げ等による終了が2件、見解表明申立てが2件、継続が2件である。

佐瀬 正俊(東京)